

平成 29 年 9 月 13 日

建設六団体副産物対策協議会
構成団体各位

建設六団体副産物対策協議会
建設マニフェスト販売センター

**廃棄物処理法施行令・施行規則改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物の取扱い
及びマニフェストの記載方法について（お知らせ）**

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日施行されます。これにより、水銀使用製品産業廃棄物(*)の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては、廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務付けられました。

以上を受けて、環境省の指導のもと、建設系廃棄物マニフェスト（以下「建設系マニフェスト」）の運用を下記のとおりといたしますので、貴協会におかれましては会員各社へのご周知についてご協力方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 平成 29 年 10 月 1 日より、水銀使用製品産業廃棄物を処理委託する場合には、その旨及びその数量を記載した建設系マニフェストを交付することになりますが、現行の建設系マニフェストは今まで通り使用できます。
2. 現行の建設系マニフェストを使用して「水銀使用製品産業廃棄物」を委託処理する場合は別紙「水銀使用製品産業廃棄物の記入のしかた」をご参照ください。
3. 今後、建設系マニフェストの管理型品目欄に「18 水銀使用製品産業廃棄物」を追記したものを販売します。

以 上

別紙の「水銀使用製品産業廃棄物の記入のしかた」は、建設マニフェスト販売窓口で配布し、建設マニフェスト販売センターのホームページにも掲載いたします。

※「水銀使用製品産業廃棄物」とは、環境省令で定められた、蛍光ランプ、HID ランプ等の水銀使用製品が廃棄物となったもの。

（追加される主な基準）

- ・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分業許可業者へ委託すること。
- ・委託契約書及びマニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを記載すること。
- ・保管場所では他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ・廃棄物保管場所の掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
- ・収集運搬時は破砕することのないよう、また、他の物と混合しないように区分すること。
- ・安定型最終処分場への埋立禁止

※詳しくは「水銀廃棄物ガイドライン(平成 29 年 6 月)」

「水銀廃棄物の適正処理について、新たな対策が必要になります(リーフレット)」をご参照下さい。環境省HP <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>